

議案第 139 号

指定管理者の指定について

上越市市民プラザ条例（平成 12 年上越市条例第 55 号）第 8 条の規定により、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和 6 年 12 月 4 日提出

上越市長 中 川 幹 太

施設の名称	指定管理者	指定の期間
上越市市民プラザ	上越シビック・日本管財共同事業体 代表者 上越市木田 1 丁目 7 番 13 号サン パレス木田 105 号 株式会社上越シビックサービス 代表取締役 木下 剛 構成団体 上越市木田 1 丁目 7 番 13 号サン パレス木田 105 号 株式会社上越シビックサービス 代表取締役 木下 剛 構成団体 兵庫県西宮市六湛寺町 9 番 16 号 日本管財株式会社 代表取締役 福田 慎太郎	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 12 年 3 月 31 日まで